

文書館だより

第3号

昭和59年7月

種痘のはじまりのころ



群馬県立文書館
協議会委員 近藤 義雄

一、種痘以前

近世の肖像画をみると、時には痘瘡顔が見受けられる。大名などの肖像画にほとんど痘瘡顔が見られないが、痘瘡(天然痘)が流行すると、貴賤貧富の差別なく痘瘡に罹る。前橋酒井藩の「慶長年録」によると、慶長十三年(一六〇八)二月十八日の条に「豊臣秀頼が痘瘡に罹り、西国・中国の豊臣恩顧の諸大名が家康を憚り内密に見舞」したとあり、同月二十七日「秀頼痘瘡漸く快気候」と記されている。また、「前橋松平藩日記」の元文四年(一七三九)正月の条には、藩主松平基知が痘瘡に罹り、家老をはじめ重臣達が有名社寺に祈願し、伊勢神宮へ代参ま

で派遣したとある。秀頼や基知は平癒しても顔には痘瘡が残っていたはずであるが、それらの肖像画にはその痕跡がない。故意に痘瘡を画かなかったのであろう。

痘瘡の流行状況は時たま古文書に見受けられるが、寛政七年(一七九五)の米沢藩内の状況はひどく、罹病者八、三八九人、内死者二、〇六四人(群馬の歴史)とあり、古く天平の時代には「是年(天平九年)の春、疫瘡大いに発す。初め筑紫より来り、夏を経て秋に渉る。公卿以下、天下の百姓、相繼いで歿す。あけて計らず、近代以来未だ有らざるなり」(「統日本紀」)と全国的に大流行した。痘瘡の流行は一地方に止ることなく天下に蔓延したのである。その恐しさは近世末から近代初期にかけて度々藩や政府から庶民に通達されている。一例をあげると、明治七年三月二十七日の熊谷県の出

清燂清冷淵と取圖



執刀式



翻譯引痘新法全書

南紀 熊野

蓬洲小山肆成著

引痘大意

夫引痘の根元痘の種と牛より取故小牛痘と名つるがり
異國小流行痘盛んがり頃家より傳染さる内小惟牛と
養て牛酪といふものと取る家小兒傳染せば醫者其理と
考ふに牛乳の傍小青色の小疱あり大さ痘とよく似たり因
て牛乳痘と病むに至て輕きと悟る此種と人小傳ハ必無難か

した「種痘施行ニツキ心得」に

痘瘡ハ人間一世ノ大厄難ニテ、重キハ命二拘ハリ、軽キハ片輪トナリ、生レツキ美シキ顔ニ痕ヲツケ、幸ニ免レテ成長スル者モ、流行ノ時ニ気味悪ク思ヒ、若大人トナリテ流行ノ痘瘡ニ罹レバ、命ヲ失フ者マ、有之、然ルニ種痘ヲ以テ天然ノ痘瘡ニ換ヘ、前條ノ厄難ヲ免ルノハ、此上ナキ良術ナルヲ、或ハ邪法ナリト唱ヘ、又ハ再ビ流行ノ痘瘡ニカ、ルトテ、信ゼサルモノモ有之由、甚心違フ事ニ候。假令、再ビ流行ノ痘瘡ニ罹レドモ、一度種痘セシ者ハ其毒減少シ、死スベキ者ハ死ヲ免レ、片輪ニナルベキ者ハ、片輪ニナラザルコト疑ナシ

と示している。種痘以前は「痘瘡ハ人間一世ノ大厄難」とされていたのである。

このような大厄難に対し、豊臣秀頼や松平基知は有名社寺に祈願し、名僧知識の祈禱もなされたであろうが、庶民はひたすら近くの神に祈り、呪いに頼る以外に方法はなかった。そのため、部落によっては鎮守に痘瘡神の石祠が建てられ、或は三本辻にこの疫病を送り出すために棧俵に赤い紙の御幣をたてたものが置かれた。また痘瘡棚を鎮守の石祠の前につくり痘瘡神を祭ることも近年まで見受けられた。なかには、有名社寺の呪符を戸口に貼り、或は「鎮西八郎為朝様御在宿」と赤紙に書いて入口に貼る。筆者の見た例では、戦後世良田長楽寺の開山堂の扉に、棧俵の上に赤紙の御幣をたてたのが

吊してあった。これも為朝が強くて痘瘡の疫霊が入れないと同様、榮朝などの高僧の加護を願った庶民の切ない願いであった。

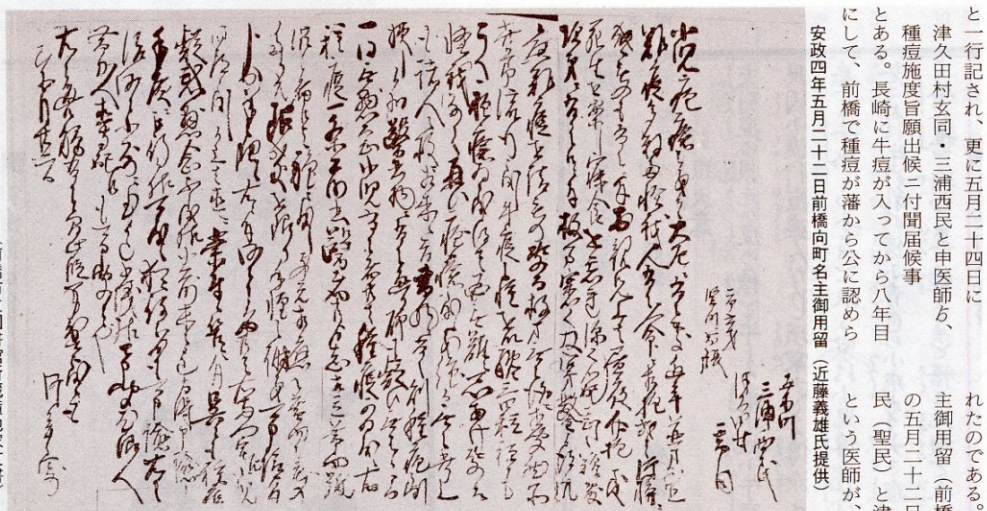
二 種痘のはじまり

人類をこの痘瘡の流行の苦から救ったのは、英国人ジェンナーの牛痘接種の完成である。彼が始めて種痘を試みたのは一七九六年であり、世の人々の恐れていた牛痘を自分の愛児に施したのである。中国では古く人痘による種痘法があり、日本でも寛政元年の痘瘡流行時に人痘が秋月藩で実施された記録があるが、これは余病誘発など危険性が高く普及されなかった。やがて嘉永二年（一八四九）佐賀藩主鍋島齊正がオランダに注文した牛痘が長崎に入り、北九州の各藩領内に牛痘接種がはじめられた。

牛痘による種痘が上野国にはじまるのは、長崎に牛痘渡来以来数年後のことであり、丸山清康氏の研究によると、境の村上随憲や館林の長沢理玄、津久田（赤城村）の田子玄同などが早くに試みたようであるが年代が明かでない。年月の明らかなのは、高野長英門下の高橋景作（中之条）が安政七年（一八六〇）に近村一帯に種痘した記録が最も早いとされている（群馬の医史）。しかし、前橋ではこれよりさき、安政四年に藩から種痘が公許されている。前橋陣屋の奉行白井宜左衛門の「心覚」と記された日記には、安政四年五月四日のなかに

種痘一件林内申出義有之候事

と一行記され、更に五月二十四日に津久田村玄同・三浦西民と申医師が、種痘施度旨願出候ニ付聞届候事とある。長崎に牛痘が入ってから八年目にして、前橋で種痘が藩から公に認められ、安政四年五月二十二日前橋向町名主御用留（近藤義雄氏提供）



三浦西民
津久田村玄同
申医師

れたのである。その結果、前橋向町の名主御用留（前橋市立図書館蔵横地文書）の五月二十二日付の項に「桑町の三浦西民（聖民）と津久田村（赤城村）の甚内出張して種痘を施すから、進んで施術をうけるよ。また、その費用は身分相応で謝礼をうけるので、貧困の者も手軽に種痘をうけるよせよ、種痘の安全性は既に医書にも明記されていることであり、くれぐれも疑念なきこと」と触れている。白井の日記の「聞届候事」は五月二十四日であり、向町御用留は五月二十二日である。種痘公許の願出が五月四日に出され、二十二日には既に種痘奨励の町触れが出されているのである。町在奉行の「心覚」の日付より二日も早く町触れが出ているのは、申請者の三浦西民等に正式に許可する以前に町役人に触れを出しているのが、種痘奨励が急がれていたことを示すものであろう。このような町医師の積極的な動き、藩の奨励にも拘らず、一般庶民の種

（前橋市立図書館蔵横地家文書）

痘への疑念は深く、牛痘を接種すると牛のように角が出るなどの流言もあり、進んで種痘をうける者があまりいなかったようである。その結果、四カ月後の九月に再び種痘に関する町触れが出された。それによると

小児痘瘡之儀者大厄ニ有之處、近年並方不宜、難痘多数怪我人有之、人命ニ相拘り、或者片輪ニ成候ものも有之ニ付、於親兄上(兄弟の意か)者昼夜介抱致、死生を案し、寝食を忘れ深心配いたし、甚々難ケ敷次第二有之候ニ付、扱方恋し(煩し)、及穿鑿候共弥難痘を請候もの決而快方無之趣相聞候、然ル処、此節流行致候牛痘之種を以腹へ三四粒種をウへ、痘瘡為致候得共、必無難ニしあけ、決而怪我なし、再び痘瘡致候儀絶而無之、無此上茂諸人救ニ相成候間、種痘可及致候間、当五月中志相立候もの名前等委細相触置候處、猶亦此度御家中医綿貫玄節・本多立元、町医天津甫謙・飯野正見・白銀町文讓、右五人志相立、貧福無差別施致遣度者出候、右ニ付、町ノ者共夫、宅江小児同道可致、呉、茂種痘疑惑懸念不致様、小前末、迄申諭し、手広ニ被行者候様可致候、右之趣町ノ小前ニ至迄不洩様可申聞、尤浪人帯刀人江も可申聞候、

右之通御触有之候間、此段承知可被致候、以上

九月八日 町年寄
と記されている。五月に三浦西民(聖民)

と甚内(田子玄同か)が市日に種痘を施していたが、庶民は半信半疑で二人の町医者のこの積極的行動に応じてこなかったのである。しかし、九月に入ると、二人の町医者の外に藩医の綿貫玄節・本多立元、それに町医天津甫謙・飯野正見・白銀町の文讓(津久井文讓)の五人が加わり、都合七人で種痘が前橋で行われていたのである。種痘普及は町医師によって始められ、その結果が良好のため藩医もこれに同調せざるを得なくなってきたのである。三浦聖民の父中島東民も既に総社の市日に種痘を施していたので、各地の進歩的医師たちによりその効果が證明されてきていた。その結果幕府も万延元年(一八六〇)種痘公許に踏切っている。それは長崎に牛痘が入ってから十一年目であり、前橋公許から三年後のことであった。

三種痘の普及

藩や幕府から公許されても、種痘普及は容易でなかった。前にも記したように明治七年三月に熊谷県から「種痘施行ニ

ツキ心得」が出され、翌八年一月二十四日付訓令が出ている。この間明治七年十月三十日には文部省布達二七号で種痘規則の改正もあるが、三浦聖民は明治六年に「種痘開業免許候事 明治六年三月群馬県」の種痘免許が与えられ、翌七年三月には熊谷県衛生局から「当分雇ヲ以北一大区中種痘医申付候事」として任用され、聖民の子三浦堅石が明治八年二月に熊谷県から種痘開業免許を与えられている。聖民・堅石以外にも多くの医師に種痘免許が与えられたに相違ない。明治九年三月二十九日付の「種痘ノ儀ニツキ告諭」は

未だ旧習ニ惑溺シ、種痘ノ貴キヲ信ゼズ、遂ニ愛子ヲシテ不具痲疾ニ致シ、甚ダシキハ自ら生命ヲ誤リ候者往々有之哉ニ相聞、甚以憫然ノ至リニ候。其区戸長ヨリ厚ク示諭シ、人命保護ノ御趣意普ク徹底候様可致、種痘ノ儀ニ付テハ、是迄數回相達候旨モ有之候得共、時々遷延、自然旧習ニ帰依候テハ、以ノ外ノ次第二有之、依テ更ニ及告諭候

條……

と記している。事実その後も天然痘罹病者は絶えず、明治十八年二月からは天然痘発生家の家に赤色紙片を貼るなどして種痘奨励につとめた。しかし明治二十六年には群馬県の天然痘罹病者一、三一九人、死者三三四人(全国四一、八九六人罹病、一、八五二人死亡)もあり、種痘法や種痘規則などの改正が次々となされ、法の趣旨徹底が繰返えされた。種痘を故意に免れようとする者がなくなり、天然痘の流行の絶えたのは明治四十四年以後といわれている。それは長崎に牛痘がもたらされてから六十余年後であり、前橋藩の公許後五十五年も経て漸く三浦聖民等の理想が達成されたのである。

おわりに

今回は三浦聖民を中心に種痘の普及を探ってみたが、前橋向町の御用留のなかには三点その資料が記されてあった。御用留は上意下達であるが、意外と興味ある資料が記録されている。簿冊のためその内容解説がいつも後廻しになりがちである。一紙文書のように目録に内容が記されないためもある。しかし、その内容は時代の大局を日を追って記しているので大いに注目すべきである。将来日記や御用留など簿冊毎の項目別目録が作成されれば極めて有効であり、それを期待し、敢えて専門外の医学史の一面を記してみた次第である。

天然痘罹患及び死亡者数
(本県は24・25年の資料を欠く)

年次	群馬県		全 国	
	罹患	死亡	罹患	死亡
明治14	—	—	342	34
15	—	—	1,006	197
16	—	—	1,271	295
17	2	—	1,703	410
18	67	—	12,759	3,329
19	19	—	73,337	18,678
20	—	—	39,779	9,967
21	—	—	4,052	853
22	36	—	1,324	328
23	—	—	296	25
24	—	—	3,608	721
25	—	—	33,779	8,409
26	1,319	334	41,896	11,852
27	—	—	12,418	3,342
28	—	—	1,284	268
29	32	4	10,704	3,388
30	264	58	41,946	12,276
31	—	—	1,752	362

丸山清康著「群馬の歴史」より

大胡町上大屋区有文書

— 文書整理余聞 —

文書館囑託 山田 叔子

区有文書、私家文書を問わず整理をしてゆく中で、思いもかけない偶然に驚かされる事があります。ここに紹介する、大胡町上大屋区有文書一件は、そういうものの一例です。

上大屋近世文書のうち、約九十点を占める年貢割付状は、搬入した当時に何十点かは、もとの形をとどめない、いわゆる断簡の状態にありました。私達は「貴重な文書を何とか復元したい」との気持ちから、接合作業を始めました。

この復元作業は、筆跡や紙質を目安に同じものを寄せ集め、内容の記載順序や紙背（裏面）の継目印を手がかりにして進め、最終的に完全なものに復元してゆくものです。

このようにして、ようやく割付状十数点を完全な形態に整え年次を追って揃う様になりました。しかし、どうしても寛政九年・十年の割付状を見出すことが出来ませんでした。

ところが、さらに作業をすすめる中で、驚いたことに、写真掲載の文書と共に、もう一枚の慈悲願を発見したのです。

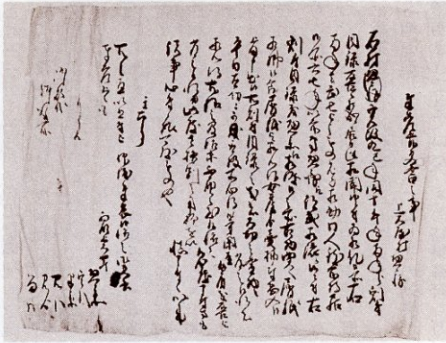
この文書には、寛政九年・十年の年貢割付状紛失の顛末が書かれていたのです。それによると、紛失の原因は「女房が、反古（古い紙、不用の紙くず）と思つて、

くず紙として売つた」とあります。

毎年秋になると、代官所より各村宛に、その年の決定された年貢額を割付けた、年貢割付令状（年貢割付状）が来ます。名主・村役人はこれをもとに個人宛に年貢を割付けます。

したがって、年貢割付状は、年貢徴収責任者たる名主としては、保存すべき大切な書類なのです。

紛失のお咎めのあつた閏二月は、寛政九年以後では、文化八年しかありません。年貢割付状作成から十数年も経過した後年貢割付紛失に関する受書



の事でも、きびしいお咎めがあり、この惣兵衛女房には「格別の用捨をもって慎申付る」との申渡がありました。

文書整理をしてゆく中で、これがあつたらと思う文書が欠けていたり、破損していたりすると、とても残念に思う事の多い日々の中で、ここに紛失の理由を書

写真文書の釈文

奉差上候受書之事

上大屋村惣兵衛
右村惣兵衛寛政九巳年同十年兩年分
割付目録反古ニ相成り居趣相聞候
ニ付為相札候所右兩年者武七与申もの
名主相勸同人致所持居候所六七年以
前弟惣兵衛江跡式相譲り候三付右、割
付目録及惣兵衛江相渡候之所古物買へ
肩紙一相拂候節肩紙与相心得女房と売
拂奉恐入候旨申出候右割付目録之義
者太切之書物ニ有之候得者平日太切ニ
可致取扱所心得等閑故女房義反古与ニ
相心得右様之及始末不屈之至候依之急
度申付方も一有之候得共此度者格別之
用捨を以慎申付候以来、諸事心付候様
可致もの也

閏二月

右之通以書付被 仰渡奉畏候依之御受
書
奉差上候以上 西領上大や村

惣兵衛 宇 八
半兵衛 忠 八
忠右衛門 留 八
御郡代 月 日
御役所

き記した文書が出て来たという事実は、偶然とはいえ信じ難い事といえます。

大切な書類などを、その大切さを知る由もない別の人が、他意なく処分してしまふというようなことは、昔も今もどこにでもありそうな話です。また、写真の文書中には、「惣兵衛は心得等閑（なござり）故、女房が反古と心得」たと書かれております。このことは、文書整理に携わる私達に対し、心得等閑ならぬ様教えてくれています。

さらには、文書整理を進めていく中で、数多くの文書の内から得られた、偶然の妙に驚くと共に、この一枚の文書は、文書や書物の類が、年月を経て伝存される事の難しさをも、合わせて示してくれているといえます。

上記紹介文書を含む大胡町上大屋区有文書は、昭和五十七年大胡町上大屋自治会より、当文書館へ寄託されました。

寄託された文書のうち近世文書は、まとまった形としては、享保元年から天保十三年迄の年貢割付状、及び店仕舞に付所生大屋村への人別送状や翌四十五歳不縁に付等の人別引取状があります。特色あるものとしては、後世養鯉の盛んになった千貫溜井、組合用水関係の開発帳、議定書、仕様帳、目録見帳、出来栄帳など普請関係文書等があります。なお寄託された区有文書のうち、近世文書約四百点に関しては、当文書館にて現在閲覧することができます。

地租改正関係文書

— 二種類の地券から —

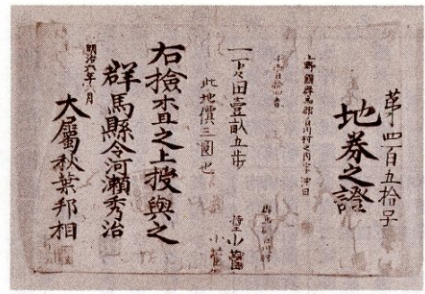
文書館専門員 渡辺三郎

本館所蔵の明治期行政文書のなかに二種類の地券があります。ひとつは、地券としての役割を終了したのち「社寺境内外区取調地図」の表紙として再利用された為にかろうじて保存された写真Aの様式の地券です。もう一種類は、永年文書として保存されてきたBの様式の地券です。Aの様式をもつ地券は、明治五年（一八七二）から発行されましたので、その年の干支をとり「壬申地券」と呼ばれています。また、B様式の地券は、壬申地券と区別して「改正地券」と呼ばれています。

今回の收藏文書教材紹介は、この二種類の地券を比較しながら、本県の地租改正に關係する收藏文書を紹介したいと思います。

まず、地租改正が行なわれた頃のことを教科書でみておきましょう。

「さまざまの改革や富国強兵をすすめるには、国の財政をととのえる必要があり、そのため政府は、地租改正をはじめた。まず土地の売買を自由にし、地主や自作農には、その土地の所有権をみとめた。そのうえで、一八七三年から全国の土地を測量して、土地の値段をきめた。



A 壬申地券 (〔明1896〕)



B 改正地券 (〔明2039〕)

そして、土地の所有者に地価の三%の租税(地租)を、現金で納めさせることにした。〔下略(中学校社会歴史 地租改正と農民一揆 学校図書株式会社)〕

この教科書の記述からもわかるように、地租改正には二つの段階がありました。

第一は、「土地の売買を自由にし、地主や自作農には、その土地の所有権をみとめて壬申地券を発行した段階であり、第二は、「全国の土地を測量して、土地の値段をきめて改正地券を発行した段階です。次に、具体的に二種類の地券を比較してみると、いくつかの違いに気がつきます。壬申地券では土地の所在場所・申告反別・所有者名および地価が記載されていますが、「地租」の項目はありません。それに

対し、改正地券では地租額がはっきりと記載されています。つまり、壬申地券発行の目的は、まず何よりも落地・隠田のないことに注意して全国の民有地を点検すること、一筆ごとの土地所有者を確定することであつて、地価は「仮の地価」でもやむを得なかつたわけです。なお、壬申地券発行のために本県でも地引絵図が作成されました。他県ではその多くが廃棄されましたが、幸いにも本県では例外的に約二〇〇枚の村絵図が保存され、本館に收藏されています。土地景観が急速に変貌しつつある昨今にあつては、地租改正の研究だけでなく、明治初期の村落景観などを知るとても貴重な歴史資料といえます。

さて、明治六年七月に「地租改正条例」

が公布され、改租事業は本格段階をむかえます。この事業は全国一律に施行されたわけではなく、各県によりまちまちでした。山口県では明治五年に着手しましたが、群馬県では明治九年になつてようやく着手しました。まず、明治八年十月に「地租改正着手心得書」が出され、実際にやる絵図面や地引帳の調製方法を指示し、明治九年正月に「告諭」によつて管下人民に対し、地租改正事業の開始を宣言しました。なお、土地測量は、官が直接調査しないで、人民に行なわせる方式をとつたので、各大区から「地租改正御用掛」を二名任命するとともに、各小区ごとに「地租改正地主総代」を互選で選出させました。県庁では、測量方法を伝習し、はじめは十字法を教え、後には精密な三斜法や分間略器に移つたといわれています。収穫の査定方法は、組合村のなかに模範村を選定し、田畑をおよそ十等に区分して算出しました。収量査定のと地価を定めましたが、この時の基準米価は米一石に付金五四五錢で、全国でも最高値の米価が地価の基礎となりました。こうして改正地券は発行され、群馬県の地租改正事業は終了しました。

使用史料(本館收藏文書)
イ・ロ・ハ

〔明二七八二 地租改正御布告〕

ハ・ニ・ホ・ト

〔知事82A四六八三 群馬県布達全書〕

〔知事82A四六八七 群馬県布達全書〕

利用者の



長期古文書講習を終って

土屋 喜英

最近古文書に対する関心が高まり、各地で古文書講習が開かれるようになり、またそれは、今まであまり着目しなかった郷土史が見直されるようになったためではないかと思えます。古文書に限らず、郷土の記録を保存するためにこの様な立派な文書館が建てられたものと思えますが、然し保存するばかりでは何の役にも立たず、利用しなければ意味がありません。それには読まなければならず、郷土史の第一歩が古文書の解説から始まるといつても過言ではないと思えます。

文書館に於て二十回の長期間の古文書講習が開講されたことは、郷土史を研究しようとする者にとって、有意義な講習であったと思えます。いままで接した古文書の多くが、一定の文体、書体のものでしたが、古文書といわれるものが、いかに多種多様で、全文を正しく読みとることの難しさ、そして読むばかりでなくその内容を理解することの重要さをつくづく感じました。極端ないい方をするならば、一字の誤読が郷土史を変えてしまう事も有得ると思えます。また、一見たかが一片の紙切れと思つた中に、それぞこの研究分野において重大な発見をすることも考えられます。講習の教材の中にもその類のものが有り、漠然としていた

郷土史思考の中に一条の光を得て一歩踏み出した感じがいたします。

行政文書展

「大正期の群馬の歩み」をみて 大塚 政義

初夏の一日、下仁田町の文化財調査委員、ふるさとセンター(歴史民俗資料館)運営委員、教育委員会関係の人たちで研修に文書館を訪ずれた。当館にある下仁田町の神戸家文書を拝見することと行政文書展を参観するためである。

この行政文書展では、下仁田町の馬山尋常高等小学校の展示資料に最も関心が集まった。当校は、大正三年に県知事より、「教育実績が良好で、学校基本財産の蓄えがすばらしい」として、教育旗を授与されている。これらに関係した、基本財産調や就学出席歩合調等があり、興味深く参観することが出来た。下仁田町関係の資料が数多く展示されており、文書館が非常に身近に感じられた。

展示アンケートから

- ・ 裁量時間、教育方針など新しい教育制度に興味をもちました。
- ・ 拡大コピーがわかりよく参考になった。
- ・ 解説をもっと多くして欲しい。
- ・ 昭和期「群馬の歩み」の展示を取り上げて欲しいと思えます。
- ・ 「親しめる文書館」を期待します。

★鮎魚の会だより

当会については、二号で紹介したように五十八年第一回初級講座終了者有志三十余名でスタートしました。その後、第二回の方々二十余名が参加し、現在五十余名の大世帯となっています。

学習会のテキストは、文書館の方々の助言で目下、沼田市下久屋町倉家文書を中心として解説を進め、「下久屋村明細書上帳」を一通りこなしました。これからは、初心にかえり、一、ノートに書く

一、言葉として読む(解説書の勉強) ことにより多くの文書に親しむ ことに意を用いて、一人でも多くの仲間が満足感をかみしめられればと念願しています

★第一回長期古文書講座受講者の集い

昨年度の長期古文書講座受講者が、三月二十四日めでたく修了式をしました。修了式のと、今後も引き続き古文書を通じて同好の集いをもち、郷土史の理解を深めたいということから、去る六月九日(出文書館)に集まり、同好会設立準備会を開きました。その結果、次のことが決まりました。

設立発起人代表者

土屋喜英 高崎市四ツ屋町五

電話 〇二七三(二)六四三五

検討された内容

- ・ 設立総会 〇七月七日(日)午後二時より文書館研修室で行う。
- ・ 会名 〇設立総会に持ち寄る。
- ・ 会則 〇土屋氏が起草し総会に提出する。

す。

学習会の出席率は、毎回七〇〜七五%です。活動を進めるなかで、

- 一、解説力に格差を生じはじめたこと
 - 一、欠席者への資料送付代がかさむこと
- 以上二点が当面する課題となってきました。

前者については、個人差があるとはいえなるべくお互がカバーし合えるように模範解説書を作成するなどして、各自の学習の手助けとしています。

今後一層努力し文書館のボランティアの輩出をめざしています。(岡田耕栄)



(し ん)

役員 〇 選任案 会長 一 副会長 一 書記

- 一 会計 一 監事 二
- ・ 年会費 〇 二、五〇〇円前後(資料作成実費等)

運営 〇 定例学習会は毎月第一土曜日午後二時より二時間程度、文書館職員に助言や指導をお願いする。資料は文書館の協力を得て作成する。

以上のことについて設立総会で協議・決定し、当日はその後引続いて、第一回学習会を行う予定です。長期講座を受けられた方々、ふるってご加入下さるよう希望します。

連絡問合せ 発起人代表者または文書館 (6・15 関口角男)

まで

